

(一社) 滝沢市観光物産協会観光 PR 用写真貸出に関する利用規約

(目的)

一般社団法人滝沢市観光物産協会（以下「協会」という。）が著作権を有する観光 PR 用写真の貸出について、著作権、保存、管理、その他貸出に関する必要な事項を定めるものです。

(貸出基準)

観光 PR 用写真使用について、次の項目に該当する場合は貸出が出来ません。

- (1) 滝沢市の観光 PR に供しないと認められる場合
- (2) 使用目的が公序良俗に反すると認められる場合
- (3) 紛失・損傷したことがある者の場合

(貸出方法)

貸出票（様式 1）に必要事項を記入し、協会に提出してください。また、同一の写真を別の目的で使用する場合は、その目的ごとに申請してください。

(貸出条件)

観光 PR 写真を使用する場合は、次の項目に留意して使用してください。

- (1) 作品の著作権は、協会にあります。
- (2) 無断での転載、複製、販売、転貸することは固くお断りいたします。
- (3) 写真または画像データの持つイメージを著しく損うような加工の使用は固くお断りいたします。
- (4) 貸出期間は 2 週間以内です。貸出期間を延長したいときは、期日前に必ずその旨を連絡してください。
- (5) 貸出枚数は、1 回につき 5 点までです。
- (6) ポジフィルムはフィルム面を汚損しないで下さい。
- (7) 写真並びに画像データは、貸出した時の状態のまま返却してください。
- (8) 写真並びに画像データを紛失・汚損したときは、代替品を提供し弁済してください。
- (9) 貸出条件及び貸出期間が守られないときは、今後の貸出をお断りいたします。

(使用許諾)

貸出票による使用目的が貸出基準に準じていると判断した場合は、貸付票を収受し、申請者に連絡いたします。また、貸出票申請の時点で、利用規約に同意していただいたものとみなします。

(成果品の提出)

貸出を使用して印刷した成果品 1 部を協会まで提供してください。また、ホームページに掲載した場合は、そのアドレスをお知らせください。

(免責事項)

写真並びに画像データを使用したことにより発生した事故・損害に対して一切の責任を負いません。

(利用の停止)

これらの規約のいずれかに違反したことが認められた場合、協会はその出版物等の発行元に対し、以後、写真並びに画像データの使用を許可しないことができますものとします。

(貸付条件の緩和)

協会会員が使用する場合、又は、協会が特別な利用があると認めた場合は、貸付条件を緩和することがあります。

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式 1

(一社) 滝沢市観光物産協会観光 PR 用写真貸出票

令和 年 月 日

(一社) 滝沢市観光物産協会 会長 殿

申請者
団体名
住 所
担 当 者
電話番号 ()

下記の観光 PR 用写真の貸出を申請いたします。

記

1 申請内容

	写真内容	種類(ポジ等)	写真No.	使用目的	備考
1					
2					
3					
4					
5					

2 返却予定

令和 年 月 日 (申請日から2週間以内) ←記入しなくて結構です

3 貸出・返却 (※協会処理のため記入しないで下さい。)

貸出日	確認印	返却日	確認印
令和 年 月 日		令和 年 月 日	